

平成28年第1回定例会3月議会提出議案概要書

総務部 法務課
財務部 財政課

議 案 目 録

- 議案第 1 号 明石市行政不服審査法施行条例制定のこと
- 〃 第 2 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定のこと
- 〃 第 3 号 明石市職員の配偶者同行休業に関する条例制定のこと
- 〃 第 4 号 明石市職員の平等な任用機会を確保し障害者の自立と社会参加を促進する条例制定のこと
- 〃 第 5 号 明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例制定のこと
- 〃 第 6 号 明石市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例制定のこと
- 〃 第 7 号 明石市立認定こども園条例制定のこと
- 〃 第 8 号 明石市立さざなみ園条例を廃止する条例制定のこと
- 〃 第 9 号 明石市立高齢者大学校あかねが丘学園条例を廃止する条例制定のこと
- 〃 第 10 号 東播都市計画西明石土地区画整理事業（鳥羽地区）施行規程を廃止する条例制定のこと
- 〃 第 11 号 明石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 12 号 明石市立知的障害者通所施設設置条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 13 号 明石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 14 号 明石市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 15 号 明石市建築審査会条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 16 号 明石市火災予防条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 17 号 平成27年度明石市一般会計補正予算（第4号）
- 〃 第 18 号 平成27年度明石市葬祭事業特別会計補正予算（第1号）
- 〃 第 19 号 平成27年度明石市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 〃 第 20 号 平成27年度明石市財産区特別会計補正予算（第1号）

- 〃 第 2 1 号 平成 2 7 年度明石市公共用地取得事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 〃 第 2 2 号 平成 2 7 年度明石市石ヶ谷墓園整備事業特別会計補正予
算 (第 1 号)
- 〃 第 2 3 号 平成 2 7 年度明石市下水道事業特別会計補正予算 (第 2
号)
- 〃 第 2 4 号 平成 2 7 年度明石市農業共済事業特別会計補正予算 (第
2 号)
- 〃 第 2 5 号 平成 2 7 年度明石市介護保険事業特別会計補正予算 (第
3 号)
- 〃 第 2 6 号 平成 2 7 年度明石市後期高齢者医療事業特別会計補正予
算 (第 2 号)
- 〃 第 2 7 号 平成 2 7 年度明石市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 〃 第 2 8 号 権利の放棄のこと
- 〃 第 2 9 号 権利の放棄のこと
- 〃 第 3 0 号 権利の放棄のこと
- 〃 第 3 1 号 権利の放棄のこと
- 〃 第 3 2 号 権利の放棄のこと
- 〃 第 3 3 号 あかし市民広場に係る指定管理者の指定のこと
- 〃 第 3 4 号 町の設定及び字の区域の変更のこと
- 〃 第 3 5 号 地方独立行政法人明石市立市民病院第 2 期中期計画認可
のこと
- 〃 第 3 6 号 市道路線認定のこと
- 〃 第 3 7 号 平成 2 8 年度明石市一般会計予算
- 〃 第 3 8 号 平成 2 8 年度明石市葬祭事業特別会計予算
- 〃 第 3 9 号 平成 2 8 年度明石市国民健康保険事業特別会計予算
- 〃 第 4 0 号 平成 2 8 年度明石市財産区特別会計予算
- 〃 第 4 1 号 平成 2 8 年度明石市公共用地取得事業特別会計予算
- 〃 第 4 2 号 平成 2 8 年度明石市石ヶ谷墓園整備事業特別会計予算
- 〃 第 4 3 号 平成 2 8 年度明石市農業共済事業特別会計予算
- 〃 第 4 4 号 平成 2 8 年度明石市地方卸売市場事業特別会計予算
- 〃 第 4 5 号 平成 2 8 年度明石市介護保険事業特別会計予算
- 〃 第 4 6 号 平成 2 8 年度明石市土地区画整理事業清算金特別会計予算

- 〃 第 4 7 号 平成 2 8 年度明石市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 〃 第 4 8 号 平成 2 8 年度明石市病院事業債管理特別会計予算
- 〃 第 4 9 号 平成 2 8 年度明石市水道事業会計予算
- 〃 第 5 0 号 平成 2 8 年度明石市大蔵海岸整備事業会計予算
- 〃 第 5 1 号 平成 2 8 年度明石市下水道事業会計予算
- 報告第 1 号 訴えの提起専決処分につき報告のこと
- 〃 第 2 号 訴えの提起専決処分につき報告のこと
- 〃 第 3 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 4 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 5 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 6 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 7 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 8 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

1 要 旨

行政不服審査法の施行に関し、法令に定めるもののほか必要な事項を定めるとともに、不服申立てに係る諮問機関を行政不服審査法に基づく審査会に一本化することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 行政不服審査会の設置

市長等の処分不服がある者が市長に対して審査請求を行った場合において、市長が審査請求に対する裁決を行うに先立ち、裁決の客観性及び公正性を向上させるため第三者の立場から調査審議及び答申を行う、行政不服審査法の規定に基づく諮問機関として、明石市行政不服審査会（以下「行政不服審査会」という。）を設置する。

(2) 行政不服審査会の組織及び委員

ア 行政不服審査会は、委員3人をもって組織する。

イ 委員は、公正な判断をすることができ、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

ウ 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。

(3) 提出書類等の写しの交付に係る手数料

審査請求人等が行政不服審査会等に提出された書類の写しの交付を受ける場合は、実費を勘案して規則で定める額の手数料を納付しなければならない。

(4) 明石市情報公開条例及び明石市個人情報保護条例の改正

明石市情報公開条例又は明石市個人情報保護条例に基づく処分について不服申立てがあった場合における諮問先を変更する。

(現行) 明石市情報公開審査会又は明石市個人情報保護審議会に諮問

(改正) 行政不服審査会に諮問

※ 行政不服審査法の施行に伴い新たに諮問機関として行政不服審査会を設置することから、明石市情報公開条例又は明石市個人情報保護条例に基づく処分について審査請求があった場合についても、行政不服審査会に諮問することとする。

3 施行期日

平成28年4月1日

1 要 旨

行政不服審査法の施行に伴い、関係条例について所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 改正する条例

- ア 明石市行政手続条例
- イ 明石市固定資産評価審査委員会条例
- ウ 明石市消防団員等公務災害補償条例

(2) 改正内容

- ア 行政不服審査法の施行に伴う規定の整備
(現行) 異議申立て → (改正) 審査請求
- イ 明石市固定資産評価審査委員会における審査手続について定める規定を、行政不服審査法に定める規定に倣って改正する。

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

1 要 旨

職員の配偶者同行休業制度（外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度）の導入に当たり必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 配偶者同行休業の承認

任命権者は、職員が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、申請を承認することができる。

(2) 配偶者同行休業の期間

配偶者同行休業の期間の上限は、3年とする。

(3) 配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用

任命権者は、配偶者同行休業を取得する職員の代替として、任期付採用及び臨時的任用を行うことができる。

(4) 職務復帰後における号給の調整

配偶者同行休業をした職員の給与は、職務復帰後において号給の調整をすることができる。

(5) 退職手当の取扱い

配偶者同行休業を取得した期間については、退職手当額の算出根拠となる勤続期間に含まない。

(6) その他

配偶者同行休業の期間の延長、承認の取消事由等を規定

3 施行期日

公布の日

1 要 旨

障害者の自立と社会参加の促進を図るため、職員の任用基準に関し必要な事項を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 職員となる機会の確保

成年被後見人又は被保佐人は職員となることができない旨を定めている地方公務員法の特例として、任命権者は、成年被後見人又は被保佐人を、職員として採用することができる。

(2) 職員としての地位の保持

成年被後見人又は被保佐人になった職員は失職する旨を定めている地方公務員法の特例として、職員が成年被後見人又は被保佐人になった場合であっても、当該職員は失職しないものとする。

3 施行期日

平成28年4月1日

1 要 旨

障害を理由とする差別（以下単に「差別」という。）の解消のための施策に関する基本的な事項を定めることにより、障害のある人が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、権利の主体として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加することができる環境を構築し、もって障害のある人とない人とがともに支えあい、活かしあうことができる地域社会を実現するため、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

（1） 差別を解消するに当たっての基本理念

- ア 障害のある人とない人との権利の平等を最大限尊重すること。
- イ 障害を、障害のある人とない人のすべての人の問題として認識し、相互の違いを理解し、その個性と人格を互いに尊重すること。
- ウ 差別する側とされる側がお互いを一方的に非難するのではなく、ともに協力し合うこと。
- エ 合理的配慮の提供は、障害のある人が、障害のない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを基本として行われること。

（2） 市の責務

- ア 市は、合理的配慮の提供のあり方について積極的に調査及び研究を行うとともに、率先して合理的配慮の提供を行う。
- イ 市は、市民等が合理的配慮の提供を行うための支援を行う。
- ウ 市は、市民及び事業者の協力を得て、障害理解に関する取組を行う。
- エ 市は、差別の解消に関する相談を受け、紛争解決に向けて必要な支援を行う。

(3) 市民及び事業者の役割

市民及び事業者は、基本理念に対する理解を深め、差別の解消に関する取組の普及及び啓発を、市と協力して取り組むよう努める。

(4) 市が講ずる財政上の措置

市は、差別の解消のための施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずる。

(5) 差別の禁止

何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。

(6) 差別を解消するための施策

ア 相談及び助言等の実施

市又は市が委託する相談機関は、差別に関する相談を受け、助言等を行う。

イ あっせんの実施

市長は、差別に関する相談に係る事案を解決するために必要な場合は、あっせんを実施する。

ウ 勧告及び公表等の実施

市長は、あっせんの実施によっても差別が解消されない場合は、勧告、公表その他差別を解消するために必要な対応を行う。

(7) 地域協議会の設置

あっせんを行うほか、差別を解消するために必要な事務を行うため、市長の附属機関として、地域協議会を設置する。

3 施行期日

平成28年4月1日

1 要 旨

災害対策基本法の規定に基づく避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に関し、平常時における名簿情報の提供に係る要件の特例その他の必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 平常時における名簿情報の提供に係る要件の特例を規定

避難行動要支援者の同意を得ることを要件としている災害対策基本法の特例を設け、避難行動要支援者が拒否の申出をした場合を除き、その同意を得ることなく、避難支援等関係者に対して平常時に名簿情報を提供できることとする。

(2) 名簿情報に係る管理状況の報告及び検査

提供した名簿情報の管理状況の報告の求め及び当該名簿情報の管理状況の検査について規定する。

(3) 名簿情報の漏えい防止のための措置

名簿情報の提供を受けた者に対して、当該名簿情報の漏えいを防止するための措置を講ずることを義務付ける。

(4) 名簿情報の利用及び提供の制限

提供を受けた名簿情報の目的外利用及び目的外提供を禁止する。

(5) 避難行動要支援者名簿の保管

小学校区コミュニティ・センターその他の公共施設に避難行動要支援者名簿を保管するものとする。

3 施行期日

平成28年9月1日

1 要 旨

小学校就学前の子どもに対し一体的な教育及び保育を実施するとともに、保護者に対し子育て支援を総合的に行うため、本市に幼保連携型認定こども園を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 内 容

(1) 幼保連携型認定こども園の設置

保育の必要性の有無にかかわらず、小学校就学前の子どもを受け入れて、幼児教育及び保育を一体的に行う、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、本市に幼保連携型認定こども園を設置する。

(2) 幼保連携型認定こども園の名称及び位置

名称 明石市立二見こども園

位置 明石市二見町東二見448番地

(明石市立二見幼稚園及び明石市立二見保育所を統合)

(3) 実施事業

小学校就学前の子どもに対する教育及び保育のほか、次に定める事業を実施する。

ア 在籍する保育認定の小学校就学前の子どもに対する延長保育

イ 在籍する教育認定の小学校就学前の子どもに対する預かり保育

ウ 地域の保護者等に対する子育て支援事業

(4) 保育料等

ア 保育料

政令で定める額を限度として規則で定める額（市立幼稚園の保育料又は保育所の保育料と同額）

イ 延長保育料

月額4,000円を限度として規則で定める額

ウ 預かり保育料

日額1,500円を限度として規則で定める額

(5) その他

入園の保留及び制限、利用の制限及び退園、保育料の減免等を規定

(6) 明石市立二見幼稚園及び明石市立二見保育所の廃止に伴う、関係条例の整備

3 施行期日

平成28年4月1日

1 要 旨

明石市立さざなみ園の施設を社会福祉法人に譲渡し、当該法人が母子生活支援施設機能を持つ児童養護施設の運営を行うことに伴い、明石市立さざなみ園を廃止するため、条例を廃止しようとするもの。

2 施行期日

平成28年4月1日

1 要 旨

明石市立高齢者大学校あかねが丘学園の学習拠点が生涯学習センターに移転することに伴い、施設を廃止するため、条例を廃止しようとするもの。

2 施行期日

平成28年4月1日

| | |
|--|---|
| 議案第 1 0 号 | 東播都市計画西明石土地区画整理事業（鳥羽地区）施行規程を廃止する条例制定のこと |
| <p>1 要 旨</p> <p>東播都市計画西明石土地区画整理事業（鳥羽地区）の事業が終了したため、条例を廃止しようとするもの。</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日</p> | |

議案第 1 1 号

明石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の施行に伴い、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 改正する条例

ア 明石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

イ 明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(2) 地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営の状況の報告事項及び公表事項に以下の事項を加える。

ア 職員の人事評価の状況

(職員の勤務成績の評定の状況は削る。)

イ 職員の退職管理の状況

ウ 職員の休業に関する状況

(3) 行政不服審査法の施行に伴う規定の整備

(現行) 不服申立て → (改正) 審査請求

(4) 引用法令(地方公務員法)の条項移動に伴う規定の整備

(現行) 第24条第6項 → (改正) 第24条第5項

3 施行期日

平成28年4月1日

1 要 旨

知的障害者通所施設である明石市立木の根学園に短期入所のための施設を新たに設置することに伴い、施設の名称等を定めるほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 短期入所施設の設置

介護者が病気等の理由により知的障害者の介護を行うことができない場合に、一時的に施設において介護等のサービスを供与する、短期入所施設を新たに設置する。

(2) 短期入所施設の名称等

名称 明石市立木の根学園短期入所施設

定員 7人

(3) 題名の改正

従来に通所施設のほか、短期入所施設を新たに設置することに伴い、題名を改正する。

(現行) 明石市立知的障害者通所施設設置条例

(改正) 明石市立知的障害者福祉施設設置条例

(4) その他所要の整備

3 施行期日

平成28年4月1日

1 要 旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額の引上げを行うとともに、経済動向等を踏まえ、軽減判定所得の基準を緩和するほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 保険料の上限額の引上げ

| 区分 | 基礎賦課限度額 | 後期高齢者支援金等賦課限度額 | 介護納付金賦課限度額 |
|-----|--------------------|--------------------|------------------|
| 現 行 | 5 2 万円 | 1 7 万円 | 1 6 万円 |
| 改 正 | 5 4 万円 (+ 2 万円) | 1 9 万円 (+ 2 万円) | 1 6 万円 (変更なし) |

(2) 経済動向等を踏まえ、軽減判定所得の基準を緩和する。

ア 5割減額措置に係る軽減判定所得基準

(現行) 3 3 万円 + 2 6 万円 × (被保険者数)

(改正) 3 3 万円 + 2 6 . 5 万円 × (被保険者数)

イ 2割減額措置に係る軽減判定所得基準

(現行) 3 3 万円 + 4 7 万円 × (被保険者数)

(改正) 3 3 万円 + 4 8 万円 × (被保険者数)

(3) その他所要の整備

保険料の算定の際に用いる、所得の算定方法を定める規定について、地方税法の改正に伴う所要の整備を行う。

3 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日。ただし、2 の (3) は平成 2 9 年 1 月 1 日

1 要 旨

記章の交付等に係る手数料の額及び空地の使用に係る利用料金の上限額について見直しを図るほか、看板の設置場所に係る利用料金を新設しようとするもの。

2 内 容

(1) 仲卸章及び売買参加章の交付等に係る手数料の額の見直し

(現行) 1, 0 0 0 円

(改正) 2, 0 0 0 円

(2) 看板の設置場所に係る利用料金の新設

1 平方メートル1月につき4 3 0 円を上限

(3) 空地の使用に係る利用料金の上限額の見直し

(現行) 1 平方メートル1月につき7 5 円

(改正) 1 平方メートル1月につき1 6 0 円

3 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日

1 要 旨

建築基準法の一部改正により、これまで全国一律に定められていた建築審査会の委員の任期を地方公共団体が自ら定めることとされたことに伴い、当該事項を定めようとするもの。

2 内 容

これまで建築基準法において2年と定められていた建築審査会の委員の任期について、条例において2年と定める。

3 施行期日

平成28年4月1日

1 要 旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、ガスグリドル付こんろ及び電磁誘導加熱式調理器について、建築物等との間に保つべき火災予防上安全な距離に関する基準を定めるほか、規定の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 次に掲げる設備及び器具に係る離隔距離に関する基準について規定

ア ガスグリドル付こんろ

イ 入力が5.8キロワット以下（1口当たりの入力3.3キロワット以下）である電磁誘導加熱式調理器

(2) その他規定の整備

3 施行期日

平成28年4月1日

今回の補正は、歳出で、補助事業の補助承認による事業費及び執行見込みによる各種経費の補正を行うとともに、歳入では、地方交付税、国庫支出金及び市債等を追加し、県支出金、財産収入及び繰入金等を減額するもの。

また、併せて、繰越明許費の設定を行うもの。

〔 補正額 △ 156,420 千円 補正後 105,452,745 千円 〕

歳 入

| | | | |
|-------|----------------|------------|--------------|
| 地方交付税 | 438,383 千円 | 普通交付税 | |
| 国庫支出金 | 174,009 千円 | 民生費国庫補助金 | 781,869 千円 |
| | | 教育費国庫補助金 | 131,314 千円 |
| | | 民生費国庫負担金 | 121,994 千円 |
| | | 総務費国庫補助金 | 79,380 千円 |
| | | 土木費国庫補助金等 | △ 940,548 千円 |
| 県支出金 | △ 477,539 千円 | 農林水産業費県補助金 | 141,735 千円 |
| | | 民生費県負担金 | 75,825 千円 |
| | | 民生費県補助金 | △ 383,558 千円 |
| | | 土木費委託金等 | △ 311,541 千円 |
| 財産収入 | △ 179,800 千円 | 土地売払収入等 | |
| 繰入金 | △ 1,044,463 千円 | 財産区繰入金 | 5,537 千円 |
| | | 財政基金繰入金 | △ 700,000 千円 |
| | | 減債基金繰入金 | △ 350,000 千円 |
| 市 債 | 926,765 千円 | 教 育 債 | 876,200 千円 |
| | | 臨時財政対策債 | 792,365 千円 |
| | | 土 木 債 | △ 670,500 千円 |
| | | 民 生 債 等 | △ 71,300 千円 |
| その他収入 | 6,225 千円 | | |

歳 出

| | | | |
|-------|----------------|-------------------------|--------------|
| 補助費等 | 919,877 千円 | 年金生活者等支援臨時 福祉給付金給付費 | 840,000 千円 |
| | | 国県補助金精算等 償 還 金 | 202,000 千円 |
| | | 水産一般振興事業費 | 40,100 千円 |
| | | 私立保育所事業費等 | △ 162,223 千円 |
| 人 件 費 | 329,950 千円 | 職員費(退職手当)等 | |
| 扶 助 費 | 137,630 千円 | 私立認定こども園 事 業 費 | 105,000 千円 |
| | | 私立保育所事業費 | 86,500 千円 |
| | | 障害児通所支援事業費 | 50,000 千円 |
| | | 児童扶養手当支給 事 業 費 等 | △ 103,870 千円 |
| 投資的経費 | △ 1,024,771 千円 | 中学校施設整備 事 業 費 | 606,500 千円 |
| | | 小学校耐震化 特別対策事業費 | 388,192 千円 |
| | | 沿岸漁場整備・構造 改善事業費 | 207,625 千円 |
| | | 情報化基盤整備事業費 | 60,000 千円 |
| | | 明石駅前南地区 市街地再開発事業費 | △ 967,700 千円 |
| | | 山陽電鉄連続立体 交差第2期事業費 | △ 317,750 千円 |
| | | 交通安全施設整備 事 業 費 | △ 217,272 千円 |
| | | 私立保育所整備事業費 | △ 150,000 千円 |
| | | 八木松陰線街路事業費 | △ 110,217 千円 |
| | | 高齢者福祉施設 整備事業費 | △ 94,000 千円 |
| | | 土地改良事業費 | △ 76,100 千円 |
| | | 大蔵地区住環境 整備事業費 | △ 65,460 千円 |
| | | 大久保駅前東西工区 土地地区画整理事業費 | △ 62,700 千円 |

| | | | |
|-------|--------------|------------------------|--------------|
| | | 安心歩行エリア整備事業(魚住地区)等 | △ 225,889 千円 |
| 物件費 | △ 203,275 千円 | 年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事務費 | 60,800 千円 |
| | | 住民基本台帳事務事業費 | 49,380 千円 |
| | | 地方創生加速化交付金事業費 | 40,000 千円 |
| 公債費 | △ 158,000 千円 | 埋蔵文化財発掘調査事業費等 | △ 353,455 千円 |
| 繰出金 | △ 78,851 千円 | 長期債利子等 | |
| | | 葬祭事業繰出金 | 24,500 千円 |
| 貸付金 | △ 50,380 千円 | 後期高齢者医療制度事業費等 | △ 103,351 千円 |
| その他経費 | △ 28,600 千円 | 中小企業融資対策事業費等 | |
| 繰越明許費 | 7,351,000 千円 | 情報化基盤整備事業 | 60,000 千円 |
| | | 障害福祉システム管理事業 | 14,600 千円 |
| | | 年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業 | 900,800 千円 |
| | | 児童福祉一般事務事業 | 23,000 千円 |
| | | 児童手当施行事務事業 | 6,000 千円 |
| | | 生活保護管理事業 | 5,100 千円 |
| | | 土地改良事業 | 10,000 千円 |
| | | 明石産農水産物販路拡大(地方創生加速化)事業 | 20,000 千円 |
| | | 沿岸漁場整備・構造改善事業 | 376,000 千円 |
| | | 海岸施設維持管理(地方創生加速化)事業 | 20,000 千円 |
| | | 道路維持補修事業 | 17,000 千円 |
| | | 道路新設改良事業 | 137,000 千円 |
| | | 交通安全施設整備事業 | 248,000 千円 |

| | |
|---------------------|--------------|
| 公共施設整備等 まち再生事務事業 | 111,000 千円 |
| 山陽電鉄連続立体 交差第2期事業 | 24,000 千円 |
| 明石駅前南地区 市街地再開発事業 | 2,705,000 千円 |
| 大久保駅前土地 区画整理事業 | 260,000 千円 |
| 街路整備事業 | 155,100 千円 |
| 市営住宅整備事業 | 160,000 千円 |
| 防火水槽整備事業 | 5,000 千円 |
| 小学校施設整備事業 | 13,000 千円 |
| 小学校耐震化 特別対策事業 | 629,900 千円 |
| 中学校施設整備事業 | 705,500 千円 |
| 中学校給食導入事業 | 745,000 千円 |

今回の補正は、歳出で葬祭事業費の光熱水費を減額する一方、職員費を追加するとともに、歳入では葬祭事業収入を減額する一方、一般会計繰入金を追加するもの。

〔 補正額 5,500 千円 補正後 581,080 千円 〕

歳 入

葬 祭 事 業 収 入 Δ 19,000 千円 火 葬 収 入 Δ 5,500 千円

葬 祭 収 入 Δ 13,500 千円

繰 入 金 24,500 千円 一 般 会 計 繰 入 金

歳 出

葬 祭 事 業 費 5,500 千円 需 用 費 Δ 3,500 千円

職 員 費 9,000 千円

今回の補正は、金ヶ崎村財産区、西岡村財産区、大窪村財産区、松陰村財産区及び林村財産区の補正をしようとするもので、歳出で一般会計繰出金等を追加するとともに、歳入では土地売払収入及び前年度繰越金等を追加するもの。

〔 補正額 111,547 千円 補正後 5,702,449 千円 〕

歳 入

| | | | |
|---------|-----------|-------------|-----------|
| 財 産 収 入 | 54,688 千円 | 土 地 売 払 収 入 | |
| | | 金ヶ崎村財産区 | 2,078 千円 |
| | | 西岡村財産区 | 48,000 千円 |
| | | 松陰村財産区 | 4,610 千円 |
| 繰 越 金 | 52,659 千円 | 前 年 度 繰 越 金 | |
| | | 金ヶ崎村財産区 | 6,267 千円 |
| | | 西岡村財産区 | 5,588 千円 |
| | | 大窪村財産区 | 12,095 千円 |
| | | 松陰村財産区 | 24,872 千円 |
| | | 林 村 財 産 区 | 3,837 千円 |
| 諸 収 入 | 4,200 千円 | 雑 入 | |
| | | 林 村 財 産 区 | |

歳 出

| | | | |
|-----------|------------|-----------|-----------|
| 財 産 管 理 費 | 0 千円 | 需 用 費 | △200 千円 |
| | | 西岡村財産区 | |
| | | 委 託 料 | 200 千円 |
| | | 西岡村財産区 | |
| 諸 費 | 6,230 千円 | 補償補填及び賠償金 | 693 千円 |
| | | 金ヶ崎村財産区 | |
| | | 一般会計繰出金 | |
| | | 金ヶ崎村財 区 | 208 千円 |
| | | 西岡村財産区 | 4,800 千円 |
| | | 大窪村財産区 | 68 千円 |
| | | 松陰村財産区 | 461 千円 |
| 予 備 費 | 105,317 千円 | 予 備 費 | |
| | | 金ヶ崎村財産区 | 7,444 千円 |
| | | 西岡村財産区 | 48,788 千円 |
| | | 大窪村財産区 | 12,027 千円 |
| | | 松陰村財産区 | 29,021 千円 |
| | | 林 村 財 産 区 | 8,037 千円 |

議案第 2 1 号

平成 2 7 年度明石市公共用地取得事業特別会計補正予算
(第 1 号)

今回の補正は、国道 2 号改良事業用地先行取得事業について、繰越明許費の設定を行うもの。

| | | |
|-----------|-----------|------------------------|
| 繰 越 明 許 費 | 52,000 千円 | 国道 2 号改良事業 用地先行取得事業 |
|-----------|-----------|------------------------|

議案第 2 2 号

平成 2 7 年度明石市石ヶ谷墓園整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

今回の補正は、合葬式墓地に係る設計業務について、繰越明許費の設定を行うもの。

繰 越 明 許 費 7,000 千円 墓 園 整 備 事 業

今回の補正は、歳出で執行見込みによる各種経費の補正を行うとともに、歳入では前年度繰越金を追加する一方、市債及び国庫支出金等を減額するもの。また併せて、繰越明許費の設定を行うもの。

[補正額 △546,635 千円 補正後 9,910,020 千円]

歳 入

| | | |
|-----------|-------------|----------------------|
| 使 用 料 | △20,000 千円 | 下 水 道 使 用 料 |
| 国 庫 支 出 金 | △220,435 千円 | 下 水 道 整 備 費 補 助 金 |
| 繰 越 金 | 38,700 千円 | 前 年 度 繰 越 金 |
| 市 債 | △344,900 千円 | 下 水 道 整 備 事 業 債 |

歳 出

| | | |
|-------------|-------------|-----------------------------------|
| 下 水 道 総 務 費 | 53,000 千円 | 公 課 費 |
| 下 水 道 整 備 費 | △565,335 千円 | 委 託 料 △160,400 千円 |
| | | 工 事 請 負 費 △331,000 千円 |
| | | 補 償 補 填 及 び 賠 償 金 △73,935 千円 |
| 公 債 費 | △20,000 千円 | 利 子 |
| そ の 他 経 費 | △14,300 千円 | 職 員 費 |
| 繰 越 明 許 費 | 311,000 千円 | 下 水 道 整 備 事 業 150,000 千円 |
| | | 下 水 道 終 末 処 理 場 161,000 千円 |
| | | 建 設 事 業 |

今回の補正は、歳出で職員費を減額する一方、農業共済事業基金への積立金を追加するとともに、歳入では一般会計繰入金を減額する一方、前年度繰越金を追加するもの。

〔 補正額 $\Delta 1,608$ 千円 補正後 28,756 千円 〕

歳 入

農作物勘定収入 92 千円 前年度繰越金

業務勘定収入 $\Delta 1,700$ 千円 一般会計繰入金

歳 出

農作物勘定支出 92 千円 積 立 金

業務勘定支出 $\Delta 1,700$ 千円 職 員 費

議案第 25 号

平成 27 年度明石市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

今回の補正は、歳出で保険給付費について、執行見込による各種給付費の補正を行い、基金積立金及び職員費を追加するとともに、歳入では前年度繰越金及び一般会計繰入金等を追加するもの。

また併せて、社会保障・税番号制度に係るシステム整備について、繰越明許費の設定を行うもの。

〔 補正額 124,380 千円 補正後 20,466,875 千円 〕

歳 入

| | | | |
|---------|------------|----------|--|
| 支払基金交付金 | 3,493 千円 | 介護給付費交付金 | |
| 繰入金 | 9,900 千円 | 一般会計繰入金 | |
| 繰越金 | 110,987 千円 | 前年度繰越金 | |

歳 出

| | | | |
|-------|------------|-----------------|-------------|
| 一般管理費 | 9,900 千円 | 職員費 | |
| 保険給付費 | 0 千円 | 施設介護サービス等給付費 | 370,000 千円 |
| | | 居宅介護住宅改修費 | △30,000 千円 |
| | | 地域密着型介護サービス等給付費 | △100,000 千円 |
| | | 介護予防サービス等給付費 | △120,000 千円 |
| | | 介護予防住宅改修費 | △40,000 千円 |
| | | 高額介護サービス費 | △80,300 千円 |
| | | 高額医療合算介護予防サービス費 | 300 千円 |
| 基金積立金 | 114,480 千円 | 介護保険給付費準備基金積立金 | |

| | | | |
|-------|-----------|-----------------------------------|--|
| 繰越明許費 | 38,000 千円 | 一般管理事務事業 (社会保障・税番号制度に係るシステム整備) | |
|-------|-----------|-----------------------------------|--|

今回の補正は、歳出で一般管理費を減額する一方、後期高齢者医療広域連合納付金を追加するとともに、歳入では一般会計繰入金を減額する一方、前年度繰越金等を追加するもの。

[補正額 9,476 千円 補正後 3,286,540 千円]

歳 入

| | | |
|-------|-----------|---------|
| 繰 入 金 | △1,462 千円 | 一般会計繰入金 |
| 繰 越 金 | 10,838 千円 | 前年度繰越金 |
| 諸 収 入 | 100 千円 | 延 滞 金 |

歳 出

| | | | |
|--------------------|-----------|------------|-----------|
| 一 般 管 理 費 | △6,500 千円 | 需 用 費 | △500 千円 |
| | | 委 託 料 | △6,000 千円 |
| 後期高齢者医療 広域連合納付金 | 15,976 千円 | 負担金補助及び交付金 | |

今回の補正は、配水量の減少等に伴う業務の予定量の変更を行うとともに、事業費用で総係費等を減額する一方、消費税及び地方消費税を追加し、事業収益では雑収益等を減額する一方、長期前受金戻入等を追加するもので、当年度純利益 529,756 千円を予定するもの。

また、資本的支出では、建設改良費を減額し、資本的収入では、企業債を減額する一方、工事負担金等を追加するもの。

事業収益

| | | | |
|-------|----------|---------|------------|
| 営業外収益 | 2,000 千円 | 他会計補助金 | △2,000 千円 |
| | | 長期前受金戻入 | 20,000 千円 |
| | | 雑収益 | △16,000 千円 |
| 特別利益 | 3,000 千円 | 固定資産売却益 | 2,000 千円 |
| | | その他特別利益 | 1,000 千円 |

事業費用

| | | | |
|-------|-------------|----------------|-------------|
| 営業費用 | △205,000 千円 | 原水及び浄水費 | △41,500 千円 |
| | | 配水及び給水費 | △20,000 千円 |
| | | 受託工事費 | △5,000 千円 |
| | | 業務費 | △1,500 千円 |
| | | 総係費 | △107,000 千円 |
| | | 減価償却費 | △30,000 千円 |
| 営業外費用 | 30,000 千円 | 消費税及び 地方消費税 | |

資 本 的 収 入

| | | |
|-----------|-------------|-----------|
| 企 業 債 | △500,000 千円 | 企 業 債 |
| 工 事 負 担 金 | 13,000 千円 | 工 事 負 担 金 |
| 固定資産売却代金 | 1,000 千円 | 固定資産売却代金 |

資 本 的 支 出

| | | | |
|-----------|-------------|-----------------|-------------|
| 建 設 改 良 費 | △307,500 千円 | 第 3 次 整 備 事 業 費 | △75,000 千円 |
| | | 老 朽 管 整 備 事 業 費 | △114,000 千円 |
| | | 建 設 改 良 事 業 費 | △90,000 千円 |
| | | 固 定 資 産 購 入 費 | △19,000 千円 |
| | | 事 務 費 | △9,500 千円 |

議案第28号
〈
議案第32号

権利の放棄のこと

1 要 旨

市営住宅の明渡等訴訟により確定判決を得た滞納家賃等の債権について、相手方が無資力であるため回収できず、かつ、債権の消滅時効の10年が経過したため、当該債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 権利の内容

市営住宅の滞納家賃及び遅延損害金に係る支払請求権

3 相手方等

| 議案番号 | 相手方 | 放棄する債権の額 |
|------|-------------|-----------------------|
| 第28号 | 神戸市在住の個人 | 2,571,367円 及び遅延損害金 |
| 第29号 | 大阪府茨木市在住の個人 | 1,802,600円 及び遅延損害金 |
| 第30号 | 明石市在住の個人 | 1,586,600円 及び遅延損害金 |
| 第31号 | 明石市在住の個人 | 3,626,800円 及び遅延損害金 |
| 第32号 | 住所不明 | 2,265,500円 及び遅延損害金 |

1 要 旨

あかし市民広場の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、
地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 指定管理者に管理を行わせる施設

あかし市民広場

明石市大明石町1丁目6番1号

3 指定管理者となる団体

明石市相生町2丁目7番12号

一般社団法人 明石観光協会

代表理事 柴 田 達 三

4 指定期間

あかし市民広場条例附則第1項に規定する規則で定める日から平成32
年3月31日まで

1 要 旨

明石市松陰山手土地区画整理組合による土地区画整理事業の施行に伴い、新たに町を設定するとともに、字の区域を変更しようとするもの。

2 内 容

| 変 更 前 | | | 変 更 後 |
|---|-----|-------------------|--------------|
| 大 字 | 字 | 地 番 | 町 |
| 大久保町 松陰 | 北出口 | 237の1から238の3まで | 大久保町 松陰山手 |
| | 西原田 | 239の1 | |
| | 釜 屋 | 250から266まで | |
| | 川 池 | 385の3 | |
| | 古 川 | 419の1から433の1までの一部 | |
| | 東 谷 | 435の1から479までの一部 | |
| | 傍ノ林 | 480から490の3までの一部 | |
| 上記のほか、変更前の区域に隣接する水路である国有地の一部、変更前の区域に隣接介在する道路、水路等である公有地の全部は、変更後の区域に編入する。 | | | |

3 実施時期

地方自治法施行令第179条の規定に基づき、土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日

1 要 旨

地方独立行政法人明石市立市民病院の作成した中期計画の認可にあたり、地方独立行政法人法第 8 3 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるもの。

2 内 容

(1) 中期計画の期間

平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日

(2) 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 市民病院の果たすべき役割の明確化

イ 高度な総合的医療の推進

ウ 利用者本位の医療サービスの提供

エ 地域とともに推進する医療の提供

オ 総合力による医療の提供

カ 医療の質の向上

(3) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 医療職が集まり成長する人材マネジメント

イ 経営管理機能の充実

ウ 構造改革の推進

(4) 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 業績管理の徹底

イ 安定した経営基盤の確立

(5) 予算、収支計画及び資金計画

(6) 料金に関する事項

(7) その他地方独立行政法人明石市立市民病院の運営に関する事項

1 要 旨

道路事業及び土地区画整理事業による新設道路並びに開発行為により引継ぎを受けた道路等を市道路線として認定しようとするもの。

2 内 容

(1) 今回認定する路線

ア 路線数 55 路線

(ア) 土地区画整理事業による新設道路

西明石 370 号線ほか 5 路線

(イ) 道路整備事業による新設道路

二見 275 号線

(ウ) 開発行為により引継ぎを受けた道路等

朝霧 289 号線ほか 47 路線

イ 延長 5,370 メートル

ウ 面積 33,015 平方メートル

(2) 認定後の路線

ア 路線数 2,978 路線

イ 延長 625,750 メートル

ウ 面積 4,468,079 平方メートル

議案第 37 号 ～ 議案第 51 号 省略

報告第1号
く
報告第2号

訴えの提起専決処分につき報告のこと

1 請求の要旨

市営住宅の家賃を長期間滞納する相手方に対し、住宅の明渡し並びに滞納家賃、遅延損害金及び明渡し済みまでの間の損害賠償金の支払いを求め
るもの。

2 訴えの相手方等

| 報告 番号 | 相手方 | 明渡し住宅 | 滞納家賃（円） | 専決処分日 |
|----------|----------|---------------|---------|----------------|
| 第1号 | 明石市在住の個人 | 市営大窪南住宅 | 144,100 | 平成28年 1月29日 |
| 第2号 | 明石市在住の個人 | 市営西二見小池 住宅 | 103,300 | 平成28年 1月29日 |

報告第3号
)
 報告第8号

損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

| 報告番号 | 要 旨 | 内 容 |
|------|--|--|
| 第3号 | 道路上の事故による損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成27年12月7日専決処分したので、報告するもの。 | (1) 損害賠償額 金 603,924円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 平成27年10月27日明石市大久保町江井島2169番地の2地先の道路上を相手方が乗用車で走行中、道路脇に設置してあった木杭が突風で倒れ、乗用車に接触し、損害を与えたもの。 |
| 第4号 | 損壊事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成27年12月11日専決処分したので、報告するもの。 | (1) 損害賠償額 金 500,000円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 平成27年11月26日明石市大久保町大窪1826番地先において、本市消防団員が放水訓練後に警鐘台に吊るして乾燥させていたホースが強風にあおられ、隣接する駐車場に駐車中であった相手方乗用車に接触し、損害を与えたもの。 |
| 第5号 | 交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成27年12月15日専決処分したので、報告するもの。 | (1) 損害賠償額 金 4,172,938円 (2) 相手方 神戸市在住の個人 (法定代理人 神戸市在住の成年後見人である子) (3) 事故の内容 平成24年3月6日明石市松が丘2丁目4番2号地先の信号機による交通整理が行われている交差点において、旧交通部運輸課の職員が運転する市営バスが左折しようとした際に、横断歩道上を前方から歩行中の相手方に接触し、負傷させたもの。 |

| 報告番号 | 要 旨 | 内 容 |
|-------|--|---|
| 第 6 号 | 交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、平成 27 年 12 月 24 日専決処分したので、報告するもの。 | <p>(1) 損害賠償額 金 477,301 円</p> <p>(2) 相手方 車両所有者 姫路市在住の個人 運 転 者 姫路市在住の個人 同 乗 者 姫路市在住の個人 (法定代理人 姫路市在住の親権者である父母)</p> <p>(3) 事故の内容 平成 27 年 10 月 27 日明石市岬町 30 番 8 号地先の信号機による交通整理が行われていない交差点において、下水道部下水道管理課の職員が運転する本市所有の軽貨物自動車が進むため交差点に進入した際、左方から走行してきた相手方軽乗用車と衝突し、車両所有者に損害を与えるとともに、運転者及び同乗者を負傷させたもの。</p> |
| 第 7 号 | 交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、平成 28 年 1 月 12 日専決処分したので、報告するもの。 | <p>(1) 損害賠償額 金 60,998 円</p> <p>(2) 相手方 明石市在住の個人</p> <p>(3) 事故の内容 平成 27 年 12 月 28 日明石市大久保町駅前 2 丁目 10 番 1 号駐車場において、本市消防団員が運転する消防自動車が後退した際、後方で駐車中の相手方軽乗用車に接触し、損害を与えたもの。</p> |
| 第 8 号 | 道路上の事故による損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、平成 28 年 1 月 13 日専決処分したので、報告するもの。 | <p>(1) 損害賠償額 金 33,100 円</p> <p>(2) 相手方 加古郡稲美町在住の個人</p> <p>(3) 事故の内容 平成 27 年 11 月 26 日明石市魚住町清水 1474 番地先の道路上を相手方が軽乗用車で走行中、舗装の破損により生じた道路上の穴にタイヤがはまり、タイヤ及び車体を破損させたもの。</p> |

